

Vol
93
2026

法務省だより あかれんが

《本号の注目記事》

- 7月は「再犯防止啓発月間」です！
- 少年院では、民間企業と連携した矯正教育の充実等を進めています！
- ヘイトスピーチ解消法施行10年



《特集記事》

- 01 7月は「再犯防止啓発月間」です！
- 04 少年院では、民間企業と連携した矯正教育の充実等を進めています！
- 07 ヘイトスピーチ解消法施行10年

《常設記事》

- 10 お答えします～矯正行政のロゴマークについて～
- 11 記者が行く！～裁判官、検察官、弁護士へのインタビュー動画を公開しました！～

《連載記事》

- 15 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.72
～法テラスは、設立20周年を迎えました！～
- 16 法制度整備支援の現場から
- 18 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.29
～官房会計課の予算業務(予算総括係・各予算係)～

7月は「再犯防止啓発月間」です！

再犯防止について教えてください！

再犯防止とは、犯罪や非行をした人が、再び罪を犯すことなく、社会の一員として暮らしていけるようにすることを指します。

法務省は、再犯を防止することを通じ、誰もが犯罪による被害を受けることなく、また、加害者になることもなく、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

再犯防止に関してどのような取組がありますか？

犯罪や非行をした人は、刑期を終え、地域社会に戻っていくに当たって、立ち直りを決意していても、「住むところや仕事がない」、「薬物依存がある」、「孤独・孤立の状態にある」といった“生きづらさ”を乗り越えられず、再犯や再非行に至ってしまう場合があります。例えば、住まいや仕事を確保できず、社会復帰が困難となっている場合には、更生保護施設等で一時的に受け入れたり、就労支援をしたりして、必要な指導・支援を行うなどしています。

「再犯防止啓発月間」について教えてください！

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）では、国民の皆さまに広く再犯の防止等について関心と理解を深めるため、7月を「再犯防止啓発月間」と定めています。法務省では、同月間を中心に、再犯防止に関する広報・啓発活動を積極的に展開しています。

令和7年度は、再犯防止の広報・啓発動画「コットンと考える『再犯防止』～830人の社会復帰を支援！伊豆丸剛史さんに聞く～」をYouTubeで公開しました。

この動画では、吉本興業株式会社所属のお笑いコンビ・コットンさんが、民間の立場で、罪を犯した高齢者・障害者の社会復帰支援に長年にわたって携わってきた伊豆丸剛史さんにインタビューを行っています。

再犯防止においては、支援者だけでなく、地域社会の皆さまにも、犯罪の背景にある「生きづらさ」に関心を寄せていただくことが重要であることを伝える内容となっています。

現在も公開中ですので、まだ御覧になっていない方は、ぜひYouTube法務省チャンネルで御覧ください！



▲ 広報・啓発動画のサムネイル



▲ 本編動画（YouTube法務省チャンネルのページに移動します。）

今年も7月の啓発月間に合わせて広報・啓発ポスターを作成します！
また、時期は未定ですが、広報イベントの実施・動画作成も予定しています！
国民の皆さまに再犯防止について、分かりやすくお伝えできるような広報・啓発を
目指していきます。
作成したポスター・動画は、法務省ホームページやYouTube法務省チャンネルで公
開予定です。

再犯防止について、もっと知りたいです！

詳細については、「再犯防止対策」のページを御覧ください。

再犯防止対策についてのページはこちら

https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00038.html



少年院では、民間企業と連携した矯正教育の充実等を進めています！

法務省では、少年院が一般の社会と密接につながることで、少年院在院者が出院後の社会生活を具体的にイメージできたり、自分自身が社会の一員であることを自覚できるように、少年院と民間企業との連携を進めております。本稿では、その取り組み事例を2つ紹介いたします！

多摩少年院とFC東京の取り組み

多摩少年院（東京都八王子市）は、東京都をホームタウンとするプロサッカークラブであるFC東京と連携して、在院者を対象としたサッカー教室を実施しています。加えて、令和元年度からは、FC東京の練習グラウンドにおいて、在院者がグラウンドの整備等を行う職場体験の活動なども行っています。

このようなサッカー教室や職場体験の活動は、多摩少年院の在院者が、プロとして活躍する選手たちに間近で触れ、継続して努力することの大切さ、周囲の支えに感謝することの大切さを実感する機会となっています。



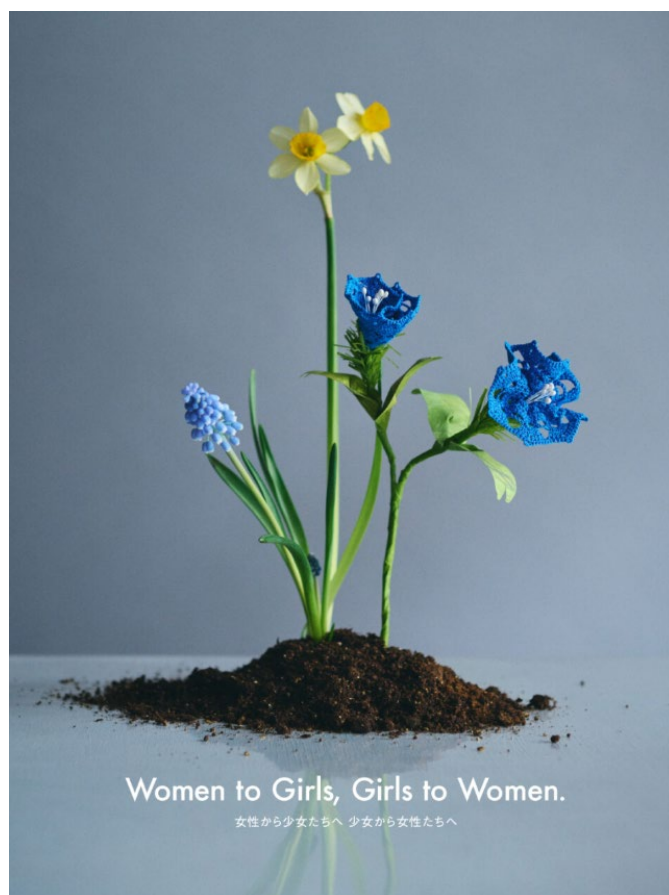
愛光女子学園と株式会社シンゾーンの取り組み

愛光女子学園（東京都狛江市）は、令和6年度から、レディースのセレクトショップである株式会社 Shinzone と連携し、教育プロジェクト「Woman's Fashion Education」を実施しています。

このプロジェクトは、同社による愛光女子学園の在院者に対するものづくりを軸とした講義や対話型ワークショップのほか、同社において、在院者が職業指導として制作した手編みレースを活かした商品の開発・販売を行うものです。

第一回プロジェクトにおいては、在院者が制作した68枚のレースを1つ1つ手作業で縫い合わせた一点物のオートクチュールドレスや、キッズ用ベースボールキャップ、ベビースタイが制作されました。また、第二回プロジェクトにおいては、大人も子どもも持てるアイテムとして、ハンドタオル、ギンガムチェックの巾着バッグが制作されたほか、レースを用いたレースフラワーオブジェが制作されました。

完成品を見た在院者は、「自分が時間を費やして生み出したものに価値が付いた。」と大きな達成感を感じ、社会復帰への意欲につながっています。



終わりに

法務省では、少年院の在院者が、過去の自分と向き合いつつ、レースを編むように、自分の未来を丁寧に作り上げることができるよう、今後も民間企業との連携に取り組んでいきます。今後の活動にも御注目ください！

ハイトスピーチ解消法施行10年

ハイトスピーチを知っていますか？

特定の国の出身者であることや、その子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ハイトスピーチ」と呼ばれています。

ハイトスピーチは、それを見聞きした方々に悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、人としての尊厳を傷つけたり、人々に差別意識を生じさせたりすることになりかねません。多様性が尊重され、不当な差別や偏見のない社会を実現する上で、こうした言動は決して許されるものではありません。



人権啓発スポット映像「ハイトスピーチ、許さない。」から抜粋

ハイトスピーチ解消法の誕生

平成28年の法律施行以前から、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を伴う街頭デモ等が各地で行われ、その様子がインターネット上で公開されるなど、ハイトスピーチは大きな社会問題となっていました。

このような状況を踏まえ、平成28年（2016年）5月に、いわゆるハイトスピーチ解消法、正式には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定され、同年6月から施行されました。

この法律では、本邦外出身者に対する「不当な差別的言動は許されない」ことが宣言されています。また、国や地方公共団体は、相談体制の整備や教育・啓発活動を通じて、ハイトスピーチの解消に向けた取組を推進することとされています。

この法律は、ハイトスピーチに対する罰則を定めるものではありませんが、「ハイトスピーチは許されない」という社会全体の認識を広げ、国や地方公共団体がその解消に向けて取り組むための基本的な方向性を示したものです。

法務省の取組

本年6月に、ハイトスピーチ解消法は施行から10年を迎えました。

法務省の人権擁護機関では、これまで、「ハイトスピーチ、許さない。」をキャッチコピーとしたポスター・リーフレットによる啓発、インターネットバナー広告、スポーツイベントと連携した人権啓発活動など、様々な取組を行ってきました。令和7年度には、ハイトスピーチに関するアニメーション動画を活用したデジタル教材の制作・公開にも取り組んでいます。



ハイトスピーチに関するデジタル教材



[デジタル教材（YouTube 法務省チャンネルのページに移動します。）](#)

また、法施行10年を機に、ポスター・リーフレットのリニューアル、SNSによる更なる情報発信など、積極的なPR活動を展開しているほか、ハイトスピーチに関する実態調査を実施します。

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、 許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動を見聞したことはありませんか。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省HPへ ▶ https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない





民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

平成28年(2016年)に、ヘイトスピーチ解消のための法律(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が施行されましたが、いまだに特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が続いています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

法務省の人権擁護機関では、皆様がお一人お一人に「ヘイトスピーチ、許さない」という思いを持っていただくことが、こうした言動をなくすために大変大切なことだと考えています。

【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律】の前文では、本邦外出身者に対する「不当な差別的言動は許されないことを宣言する」とされています。

また、民法が適用された場合の附帯決議においては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの趣旨は誤り」とされています。

法務省の人権擁護機関の取組

人権啓発活動

ヘイトスピーチがあつてはならないということも、簡単に理解いただくため、SNSやインターネットを活用するなどして、より効果的な各種人権啓発活動に取り組んでいます。

相談受付

ヘイトスピーチによる被害者の人権に関する問題の相談を受け付けています。

窓口 法務省では、職員や人権擁護委員(法務大臣から委嘱された民間の人たち)が、ヘイトスピーチによる被害など、人権に侵す問題について相談に応じており、日本語を自由に話さないのために、通訳を併せての相談にも応じています。



電話 「みんなの人権110番」のほか、外国語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」を開発し、電話での相談に対応しています。

PC 「インターネット人権相談受付窓口」のほか、外国語に対応した「外国語インターネット人権相談」でも、相談を受け付けています。相談フォームに必要事項を入力して送信したくと、後日メール等により回答いたします。

* 外国語: それぞれ日本語・英語・中国語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語・スペイン語・インドネシア語・フランス語

相談窓口

日本語対応	外国語対応
みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110	外国語人権相談ダイヤル ☎ 0570-090911 (Foreign Language Human Rights Hotline)
インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/	外国語インターネット人権相談 (Human Rights Counselling Services on the Internet) https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ啓発用リーフレット表面・裏面

街中やインターネットで「ヘイトスピーチ、許さない。」というキャッチコピーを見かけたことがある方もいらっしゃると思います。まだ御存じない方も、この機会に、ぜひ関心を持っていただければと思います。

法務省ウェブサイトでは、ヘイトスピーチについてより深く知っていただくため、定期的にコラムを掲載していますので、ぜひ一度御覧ください。

ヘイトスピーチ解消についてのページはこちら

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html



法務省の人権擁護機関では、皆さまお一人お一人に「ヘイトスピーチ、許さない。」という思いを持っていただくことが、ヘイトスピーチをなくすためにとても大切なことだと考えています。民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

お答えします～矯正行政のロゴマークについて～

Q 矯正行政に関係するロゴマークはどんなものがありますか。

矯正施設〔刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院、少年鑑別所〕では、犯罪や非行をした人たちを収容するとともに、刑務官や法務教官、心理技官など様々な専門性を持った職員が協力して、これらの人々の改善更生と円滑な社会復帰に向けた指導や支援を行っています。

刑事施設では、昨年6月に拘禁刑が導入され、これまで以上に受刑者一人一人の特性や抱える課題に応じて、その改善更生と社会復帰に向けた取組を進めています。

こうした中、今年6月、矯正局では、矯正施設はもとより、社会の皆さまと一緒に「更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会」の実現に向けて取り組むため、そのシンボルとなるマークを作成しました。



四角が輪のように連なる構成は、「内」と「外」を隔てる境界をほどこき、社会とつながる新しい矯正の姿を象徴し、5つの色は、刑務官、福祉、心理、教育などの施設内の専門職やNPO、企業、地域など多様な主体を表しています。

真ん中に現れる星の形は”更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を”という目指すべきミッションへの強い意思を込めています。

そのほかにも、矯正施設に関連するロゴマークとしては、それぞれの組織の役割や目的に応じて様々なものが作られています。ここでは、その一部を御紹介します。



矯正医官



法務少年支援センター



矯正研修所



コレワーク

記者が行く！～裁判官、検察官、弁護士へのインタビュー動画を公開しました！～

記 者

皆さま、こんにちは！

今回は“裁判官、検察官、弁護士へのインタビュー動画”について、動画制作の担当者と法教育のマスコットキャラクター「ハウリス君」に取材しました！

記 者

まずはハウリス君、自己紹介をお願いしますか？

ハウリス君

初めまして！ハウリス君です。ぼくの使命は、法律やルールを身近に感じてもらい、楽しく学んでもらうことだよ。



記 者

この動画は、裁判官、検察官、弁護士にインタビューしたんですね。まだ御覧になっていない方のために、どのような動画なのか紹介してください。

担 当 者

この動画は、裁判官、検察官、弁護士という仕事の魅力を、特に子どもたちや学生の方に知っていただくことを目的に制作したものです。

具体的な内容としては、裁判官、検察官、弁護士として活躍している方に、仕事内容や職場の雰囲気、志望動機から休日の過ごし方まで、様々な角度でインタビューしたものです。

法律の世界に通じていない一般の方の立場から多くの質問がされており、それぞれの仕事の違いや面白さなど、内容が盛りだくさんとなっています。

動画は [YouTube 法務省チャンネル](#) や [法曹ポータルサイト](#) から見ることもできるので、ぜひ御覧ください。全体版のほか、トピックごとに区切った動画もあり、見やすくなっています。

記 者

なるほど！裁判官、検察官、弁護士は、まとめて法曹と呼ばれているみたいですね。
ところで、法曹の方はやっぱり六法全書は暗記してるんですか？

ハウリス君

やっぱり気になるよね！その答えは動画の中に出てくるよ！ほかにも、学生時代の過ごし方とか、普段聞けない内容がたくさんあるみたいだよ。

記 者

なるほど！なぜ法曹へのインタビュー動画を制作したんですか？

担 当 者

平成20年頃以降、法曹志望者数が減少してきたことを受け、法務省では、毎年1,500人程度の法曹輩出を目指し、必要な取組を進めています。

その取組の一環として、法曹の仕事の面白さや魅力を発信することを目的として、法曹として働いている方へのインタビュー動画を制作しました。

記 者

法曹は人気のある仕事だと思っていたので、志望者数が減っていたのは意外でした。

担 当 者

司法試験合格の難しさや経済的な理由で、他の職業を選ぶ方もいるみたいです。

ハウリス君

確かに法律は難しいイメージがあるよね。でも、それだけ高い専門性をもって一つ一つの事件に向き合うことになるから、とってもしゃりがいのある仕事なんだ！

また、キャリアも多種多様で、弁護士の中には地元で法律事務所を開業する方もいるし、裁判官や検察官は、全国のいろんな場所で活躍しているし、法務省などの中央省庁や国際機関等で法律の専門家として活躍する道もあるんだよ！

記 者

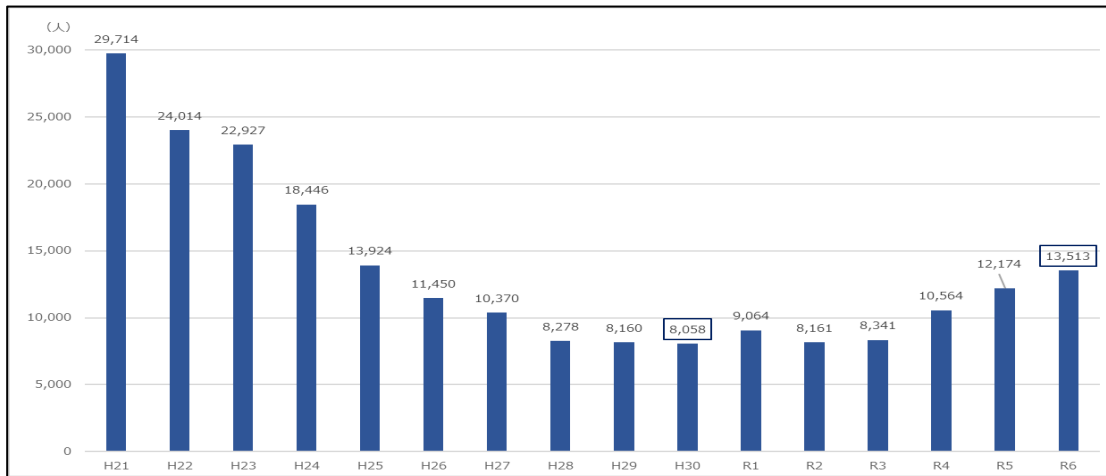
そんなにたくさんのキャリアがあるとは知りませんでした。ぜひ、より多くの方々に法曹を目指してもらいたいですね。

担 当 者

令和6年の法科大学院志願者数は13,513人となりました。近年で一番少なかった平成30年は8,058人でしたので、法曹志望者数（法科大学院志願者数）は近年回復

基調にあります。

法科大学院志願者数の推移（H21～R6）



法科大学院志願者数の推移（平成21年～令和6年まで）

記者

法曹の魅力が十分に伝われば、志望者はさらに増えそうですね。

最後に、これから動画を御覧になる皆さまにお伝えしたいことがあれば、どうぞ！

担当者

法曹の仕事はたくさんの魅力があります。この動画を通じて、法曹の魅力を知っていた
だき、将来の職業の選択肢の一つとしていただけたら嬉しい限りです。

法務省では、今後も法曹の魅力子どもたちや学生の皆さまを中心に、分かりやすく発信してまいりますので、引き続き関心をもっていただけますと幸いです。

法曹として働く

現役の裁判官・検察官・弁護士にそれぞれ、
仕事や普段の生活などについてインタビュー

動画のサムネイル

記 者

多くの方に御覧いただくと嬉しいです！今回は、ありがとうございました。

～法曹へのインタビュー動画～はこちら（YouTube 法務省チャンネル
のページに遷移します。）

<https://www.youtube.com/watch?v=2T11JbiBzo>



Vol.72 法テラスは、設立20周年を迎えました!

令和8年4月10日、法テラスは設立20周年を迎えました!

これからも「法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、取り組んで参ります。

法テラスは、下にあるような5つの業務を主に行っています。

■ 法テラスの5大業務

- 経済的にお困りの方に、「無料法律相談」と「弁護士・司法書士費用の立替え」を行っています。
- 認知機能の低下により、自ら法律相談を申し込むことが難しい方については、支援者の方から法テラスに御連絡いただくことによって、弁護士や司法書士が支援者の皆様と連携して法律相談を実施する制度があります。
- 政令で指定する大規模災害で被災された方に、「無料法律相談」を行っています。

- 犯罪の被害にあわれた方や御家族の方などに、損害や苦痛の回復・軽減を図るための法制度や相談窓口に関する情報を無料で提供し、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介しています。
- DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方（または受けるおそれのある方）への法律相談を行っています。
- 被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務も行っていきます。
- 殺人や性犯罪などの犯罪被害にあわれた方やその家族が、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による法律相談や法律事務等を原則法テラスが費用を負担して受けられる制度を提供しています。

- 生活上の法的なトラブルに対し、解決に役立つ情報を、電話やメール・チャット等により無料で御案内しています。どなたでも何回でも御利用いただけます。 おなやみなし
- 法的トラブルでお困りのときには、法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 へお電話ください。(平日9時~21時 土曜9時~17時 ※祝日・年末年始を除く)



情報提供業務

民事法律扶助業務

司法過疎対策業務

犯罪被害者支援業務

国選弁護等関連業務

- 弁護士等が少ない地域（司法過疎地域）に法律事務所を設置しています。法テラスの常勤弁護士（スタッフ弁護士）が常駐し、法律相談、民事裁判などでの代理、刑事弁護などの法律サービス全般を提供しています。

- 国選弁護人等になろうとする弁護士との間で、国選弁護人契約等の契約締結業務を行っています。
- 刑事事件等で、裁判所からの依頼を受けて、国選弁護人等候補者の指名・通知業務を行っています。
- 国選弁護人等の報酬・費用の算定・支払業務を行っています。

■ 法テラスについて知りたい

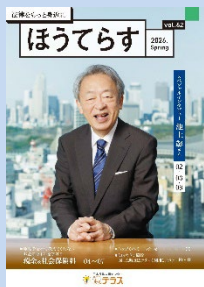
● 法テラス公式X (旧: Twitter)



法テラス公式X (旧: Twitter) では、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています! フォロワー随時募集中!

[「法テラス公式X \(旧: Twitter\)」](#)

● 広報誌「ほうてらす」



【第62号】

特集: 「税金 & 社会保険料」

表紙・インタビュー

: 池上 彰さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です! ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうてらす」](#)

● 法テラス公式YouTubeチャンネル



「3分で解説! 法テラスの使い方」など、法テラスの業務内容や利用方法に関する動画をアップ。ぜひご覧ください!

[「法テラス公式YouTubeチャンネル」](#)

■ 法テラスって?

私たち法テラス (日本司法支援センター) は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

ラオス人民民主共和国
長期専門家 山下 拓郎

ສະບາຍດີທຸກຄົນ (サバイディートックコン/皆さんこんにちは)

ラオスで実施されているJICA「法の支配発展促進プロジェクト フェーズ2」の長期専門家として本年3月に派遣されました。このプロジェクトは、2023年7月から実施されており、事実認定と法令の解釈・適用を行う能力を身につけた法律実務家を育成する基盤の形成を目標として、民法・刑法の法解釈や適用について解説した参考資料などの作成をしています。

法解釈・適用というと、法学を学んだことがある皆さんにとっては、当たり前のことで、なぜそのような基礎的なことをやっているのかと思われるかもしれません。実は、ラオスには、日本のような体系的な「法学」がまだ存在せず、法曹でも法律の解釈・適用が適切に行えているとは言い難い状況です。実際に、ラオスの方々と法的問題に関する事例検討をすることもありますが、「実務ではこのようにしている。」、「こういうふうに考えるのが普通だ。」などと条文の規定の趣旨を踏まえずに個人的な感覚を基に発言する方が相当程度いらっしゃいます。法解釈・適用が適切に行えないと、例えば、その行為が犯罪になるかが刑法上の規定に当てはまるかではなく、その事件を担当した人の個人的な感覚で決まる可能性すらあります。このプロジェクトは、このような事態にならないよう、規定の意味を解釈し、事実関係が法律の規定に当てはまるかを適切に検討できる人材を増やすことを目指しています。

このプロジェクトが始まって3年ほど経とうとしていますが、一緒に活動しているラオス人メンバーには法解釈の重要性が理解され、その意識が芽生えつつある状況です。さらに、司法省副大臣、最高人民裁判所副長官、最高人民検察院副長官、ラオス国立大学副学長など、各機関の上層部の方々からも、法解釈の重要性が語られるようになってきました。

基本法令の法解釈に関する支援は、非常に重要であり、これを盤石にすることが法の支配の発展促進、さらには、ラオスを訪れる日本の方々の安心・安全につながります。着実にこれが根付くように、これからも尽力したいと思います。

ຂອບໃຈຫຼາຍໆ (コプチャイライライ/ありがとうございます)

※ ラオス人は、Facebook で情報を取得することが多いこともあり、このプロジェクトでも Facebook ページで活動の様子などの情報発信をしています。日本語でも記載していますので、ぜひ御覧ください。(<https://www.facebook.com/jica.legal.laos>)



プロジェクトメンバー（左から、ミミさん、阿讚坊専門家、ポーンさん、筆者、マリサさん、石崎専門家、ユアさん、富田専門家）※女性は、ラオス人スタッフ



ラオス側関係機関(司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学)の皆さんに開いていただいたラオスの伝統的な歓迎の儀式（バーシースークアン）

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.29**～官房会計課の予算業務（予算総括係・各予算係）～**

係 名：予算総括係・各予算係（本省予算係・法務予算係・検察予算係・矯正予算係・保護予算係）

所 属：大臣官房会計課

Q1 官房会計課の予算担当係ってどんな仕事をしているの？

法務省では、公平で公正な社会の実現と国民の安全・安心の確保に向けた様々な施策に取り組んでおり、官房会計課では、これら施策の実施に必要な予算要求等に関する業務を担っています。

予算総括係では、省内各組織からの予算要求を取りまとめるとともに、財政当局との調整窓口として、省全体の予算について折衝を行い、厳しい財政事情の下、必要な予算の確保に努めています。

また、各組織ごとの予算を担当する各予算係では、担当組織の予算要求内容を精査し、予算総括係や関係部局と連携しながら、財政当局との折衝を経て予算を確保するとともに、予算の執行管理等も行っています。

Q2 法務省の予算の特徴は？

法務省の特徴の一つとして、法務局、検察庁、刑務所、保護観察所、出入国在留管理局などの地方機関を多数有し、5万5千人を超える職員が全国各地で国民一人一人の生活に密接に関わる業務を担っていることが挙げられます。

法務省の予算は、これを反映し、職員の「人件費」が全体の約7割を占めています。

また、残る約3割の「物件費」には、全国の施設の維持管理費など、毎年一定程度必要となる経費に加え、社会経済情勢に応じた法務行政の施策を実施するための各種経費が含まれています。

Q3 予算業務のやりがいって何？

法務省を代表して、省全体の予算に関する財政当局との折衝を直接担うことは、他では得がたい予算運営の根幹に関わる業務であり、大きな責任とともに、それに見合うやりがいを感じられます。

また、予算業務は裏方ではありますが、行政の最前線である地方機関と日常的に連絡を取り合い、予算の過不足が生じないように執行管理を行う中で、自らの業務が全国の法務行

政を支えていることを実感できる点も、この業務ならではの魅力です。



〈各予算係の執務室での様子〉

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

各組織や地方機関の実情を的確に把握し、その必要性を積み上げて予算要求を行う過程に大きなやりがいを感じます。また、財政当局との折衝を乗り越え、その予算が認められたときには、それまでの苦労が一気に報われるような大きな達成感を得ることができます。

省全体の予算を動かす重責を担う中で、同僚と力を合わせて乗り越えた経験や、担当する組織や現場から感謝の言葉をいただいたことは、いずれも印象深いものです。

今後も、法務行政の抱える様々な課題の解決に向け、予算・会計面で施策の実施を支えていきたいと考えています。